

服装規定（身だしなみに関する規定） ※47 期生以降対象

清潔と端正を旨とし、品位ある服装を心掛けること。

（１）制服

通学には以下の制服を着用するものとする。ただし、特別に許可された者はその限りではない。

本校指定の

ブレザー、スラックスまたはスカート、長袖または半袖カッターシャツ（白・青）

ネクタイまたはリボン（水色・エンジ・ベージュ）

①着用期間等について

ア、冬服期間（11月～4月）は、上記制服を着用すること。

イ、夏服期間（5月～10月）は、上記制服のうちブレザーを着用しなくてもよい。

ただし、学校行事等で指示がある場合は、ブレザーを着用すること。

ウ、許可されたクラブに限り、休日、祝日、長期休暇中はクラブジャージ等での通学を認める。

②ネクタイ・リボンの着用について

ア、ネクタイ・リボンを着用する場合は、本校指定のものを着用すること。

イ、ブレザーを着用する場合は、ネクタイ・リボンの着用を推奨する。

ウ、以下の式典では、ネクタイまたはリボンを必ず着用すること。

○入学式、卒業式、着任式、対面式、離任式、その他の行事等で指示がある場合

○始業式、終業式（1学期終業式、2学期始業式を除く）

③セーターまたはベストの着用について

カッターシャツの上に本校指定のものを着用することができる。

④半袖ポロシャツ・ハーフパンツの着用について

ア、夏服期間に限り、カッターシャツの代わりに本校指定の半袖ポロシャツ、スラックス・スカートの代わりに本校指定のハーフパンツを着用してもよい。

ただし、特別な指示がある場合は、カッターシャツ、スラックス・スカートを着用すること。

イ、ハーフパンツを着用する場合は、半袖ポロシャツを着用すること。

ウ、以下の式典では、ハーフパンツを着用できない。

○始業式、終業式、その他の行事等で指示がある場合

⑤防寒具の着用について

ア、防寒並びに体温調節を目的に、登下校時に防寒具を着用してもよい。

ただし、必ずブレザーの上から着用すること。

イ、校内において、防寒具を着用しないこと。ただし、特別な許可がある場合は、着用を認める。

（２）靴

①靴は、運動靴や、かかとの高さが低い革靴であること。

②校舎の清潔を保つため、校舎内では本校指定の上履きを用いる。

（３）その他 留意事項

①パーマネント、染色脱色等、故意に頭髪の変形、変色をしないこと。

②ピアス、ネックレス、指輪等の不要な装飾、並びに口紅、マニキュア等の化粧をしないこと。

③雨天時に自転車で通学する際は、雨ガッパ、レインコートを着用すること。その際、体操服を使用してもよい。